

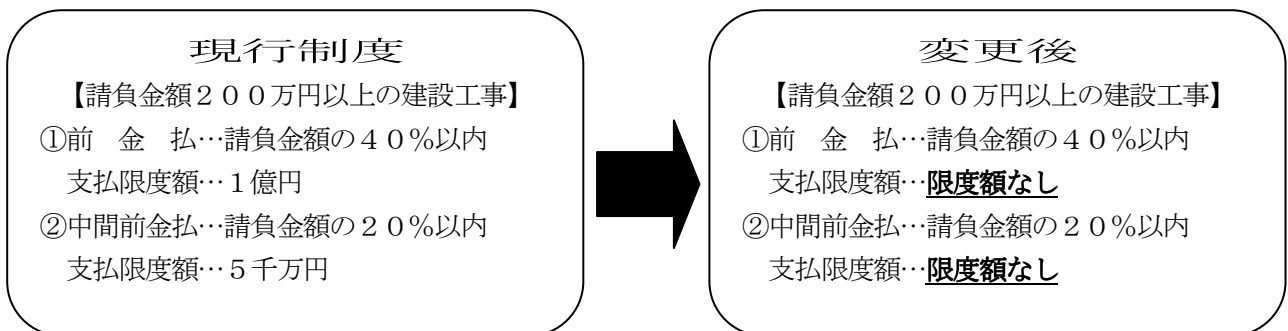
平成26年12月25日
長浜市総務部契約検査課

前払金および中間前払金の限度額撤廃について

長浜市が発注する建設工事について、施工に必要な資金を供給することによって適正な施工を確保することを目的に、前払金および中間前払金の支払限度額を下記のとおり撤廃します。

記

1. 変更内容



2. 適用時期

平成27年4月1日以降に契約する工事から適用します。